

カメラ映像を用いた自動計測による交通量調査（R7 道路交通センサス関連） 仕様書

1 業務の目的

本業務は、令和7年度全国道路・街路交通情勢調査の一環として、広島県が管理する道路について、交通量調査を実施し、現況交通の特性を把握することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 業務の概要

本業務の概要は下表のとおり。

なお、観測日、観測時間及び観測地点については、発注者の指示を受けること。

事 項	詳 細
観測日及び 観測時間	〈平日〉 秋季（9月～11月）の平日（火、水又は木曜日（祝日の前後や台風等の異常気象時等を除く））の1日 12時間観測（午前7時～午後7時）又は24時間観測（午前7時～翌日午前7時） 〈休日〉 実施しない
観測箇所	262箇所（別紙1）観測箇所一覧のとおり （12時間観測：192箇所、24時間観測：70箇所） ※観測箇所の具体的な位置は前回調査（R3）と概ね同じ位置を想定している。（別途協議により決定する） ※観測箇所数については、発注者の指示により増減する場合がある。
観測方法	原則、機械観測（カメラ映像（自動計測））とする。 ※カメラ設置は仮設とし、1台のカメラで複数回観測することを想定している。（例えば、100箇所の観測方法として5台のカメラを調達し、20回転用する等の方法も可） ※映像からの自動計測が困難な箇所については、映像を用いた目視による計測等も可能とする。 ※映像データは観測後の確認に用いる可能性があるため、業務完了時まで保存しておくこと。
観測車線	計測は上り下り別 （片側1車線以下：約247箇所、片側2車線：約15箇所）
観測対象	自動車：2車種（大型車、小型車）
集計方法	観測対象別、上り下り別に1時間毎の通過台数を観測し、指定の調査票に入力する。
観測精度	自動計測の精度基準は10%以内の差異とする。 （令和7年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱 交通量調査編に基づく精度基準）

(2) 業務作業項目

想定している業務作業項目については（別表）による。

(3) 業務体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び担当者の役割分担を明らかにするとともに、十分な業務実施体制を確立すること。

3 納入成果品

受託者は、業務完了後、次のものを納入すること。

報告書は日本語により作成し、業務目的、概要のほか、各実施内容・業務写真・成果等をまとめ添付すること。

- ・報告書（A4版）：1部
- ・「広島県電子納品実施要領」に基づく電子データ：1式

4 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

- ① 本業務により得られた成果物は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

- ① 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

5 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 10 月 6 日広島県条例第 33 号）を遵守しなければならない。

6 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

7 その他

- (1) 現地調査の実施にあたり、事故等が発生しないよう調査員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めなければならない。（なお、調査員には身分証明書を携帯させること。）
また、必要に応じて警察署に道路使用許可申請を提出し、その他関係機関との調整を図ること。
- (2) 業務の内容について、詳細調査の結果、実施が困難と認められる場合は、両者協議の上、設置箇所数、履行期間等の仕様、金額を変更するものとする。
- (3) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (5) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

(別表)

カメラ映像を用いた自動計測による交通量調査 (R7 道路交通センサス関連)

作業項目一覧

区分	作業項目	細別	作業概要
交通量調査	作業計画	作業計画	業務の目的を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容・使用する主な図書及び要綱・連絡体制などの事項について業務計画書を作成する。
		道路使用許可申請	現地観測に必要な道路使用許可を取得する。
	観測準備	現地確認	担当者が、観測地点の確認や現地の諸条件を確認するため1観測時あたり1回現地確認を行う。
		器材運搬	観測に先立ち、観測器材を運搬基地から観測地点まで運搬する。また観測終了後、観測器材を観測地点から運搬基地まで運搬する。
		器材設置	観測器材は、設置高さ・画角などを調整し、交通量観測に支障が出ないように設置する。
	交通量調査		原則、機械観測（ビデオ映像（自動計測））とする。 指定された各観測地点において、自動車類（2車種別）の指定された区分に応じて交通量を時間帯別、方向別に調査する。 （観測前の器材設置及び観測後の後片づけを含む） また、監督員は、現地連絡体制を調整しておくこと。
	資料整理		調査結果をとりまとめ、「令和7年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱交通量調査編」に示す指定の調査票を作成する（データ入力を含む）。